

令和7年度 定住・移住促進

住宅 改修

事業費補助金



この町で、この家で、これからも快適に暮らしていくために
「住宅改修補助金」の受付が4月25日（金）から始まります
申請は先着順。予算限りで終了となりますので
お早めにご検討ください

対象・条件

- ①町民の皆さんが町内に居住する住宅の改修費用（工事費30万円以上が対象。見積書にて確認します）
 - ②町税等を滞納していないこと
 - ③申請前に工事着手しないこと。また令和8年2月末日までに工事を完了すること
 - ④住宅の修繕や機能向上のための改修が対象（倉庫や離れの改修、家具家電の購入は対象外です）
- ※過去10年間で同様の補助金（住宅リフォーム補助等）を受けている場合は申請できません。

補助額・率

補助率は工事費（税込）の3分の1、上限20万円です。 例）工事費60万円⇒60万円×1/3≒20万円を補助
※次の場合は加算がありますので、必ず申請時にお申し出ください。

- ①本町にUターンする人が生活するための部屋を改修・増築する場合…10万円加算
- ②18歳未満の子どものための部屋を改修・増築する場合…10万円加算

申請の方法

※申請書は平日8:15～17:00にご提出ください（土日祝日は受付できません）

受付開始は4月25日（金）午前8時30分。受付場所は役場本庁2F 経営戦略課です。
申請用紙は「役場本庁2階 経営戦略課」または「役場総合支所窓口」にあります。
または「川根本町公式ホームページ」からダウンロードすることも可能です。
申請用紙に必要事項を記入し、添付書類（工事見積書、改修箇所の写真、図等）を
そろえた上で、受付開始日以降に「役場本庁2階 経営戦略課」までご提出ください。
書類に不足等があると受付できず、返却することになってしまうためご注意ください。
※Eメールや郵送での申請も可能ですが、受付順が遅くなります。

申請書の受付は

4月25日
（金）
午前8時30分
から



川根本町役場 経営戦略課 定住・移住推進室
〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627
【電話】0547-56-2221 【E-mail】keiei@town.kawanehon.lg.jp

住宅改修補助金の申請に必要な書類

役場経営戦略課か総合支所窓口で入手するもの(川根本町HPからも入手可)

- ・ 補助金交付申請書（様式1号）
- ・ 事業計画書（様式2号）

工事の施工業者さんからもらうもの

- ・ 施工見積書のコピー（工事費30万円以上（税込）を確認してください）
- ・ 施工箇所が分かる写真（ご自身で撮影しても構いません）
- ・ 施工内容が分かる平面図など（屋根・外壁塗装の場合、写真で箇所が分かれば省略可です）

Uターン者・子供部屋の加算を申請する場合はこちらも

- ・ 住民票のコピー（対象の人が載っているもの）

申請していただく前に、今一度ご確認ください。

- ☐ 申請書類に不足はありませんか（書き漏らしにもご注意ください）
- ☐ 工事費（消費税込）は30万円を越えていますか
- ☐ 過去10年の間に同様の補助金を受けていませんか

※平成27年度以降に同様の補助金を使った方は申請できません。

- ☐ 申請内容に「離れや車庫」の改修が入っていませんか
- ☐ 申請内容に「家具・家電」の購入が入っていませんか
- ☐ 既に工事が始まっていませんか（工事着手前に申請してください）
- ☐ ご自身の持ち家ですか（借家の場合は家主の同意書（任意様式）が必要です）



申請できるか迷う場合は経営戦略課 定住移住推進室にご相談ください。

Tel0547-56-2221 詳細をお聞きした上で、のちほどお返事いたします。

※過去10年の間に申請したかどうか確認できます。電話で氏名と住所をお伝えください。